

山形県ヘリテージマネージャー資格登録認定等に関する規程

山形県建築士会

(目的)

第1条 この規程は、歴史的建造物の保全と活用に関する知識と技術の向上を図るとともに、当該業務にかかる専門家の信頼性を確保することを目的として、歴史的文化遺産を保全・活用し、地域づくりに貢献できる能力を有する人材を育成し、山形県建築士会が実施する歴史建造物の保全活用に関する専門家(以下「ヘリテージマネージャー」という。)としての資格登録及び認定等に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 山形県ヘリテージマネージャーとは、山形県建築士会が実施する山形県ヘリテージマネージャー養成講習(以下「講習」という。)を受講し、歴史建造物の保全と活用に関する知識及び技術等を有していると認められた者をいう。

(講習)

第3条 講習は次のとおりとし、延べ60時間を目安として実施する。

- (1) 講義は、基本的知識、建築修復の技術、防災計画やまちづくりに関するものとする。
- (2) 演習は、登録文化財、指定文化財、まちづくりに関するものとし、登録文化財候補に関する報告書を提出しなければならない。
- (3) 講習受講者の募集手続きは、山形県建築士会が行う。

(受講資格)

第4条 講習への受講資格は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 一級建築士、二級建築士、木造建築士の資格を有する者
- (2) 学識経験者及び地方公共団体の職員等中立的立場の者
- (3) 歴史的建造物等の保全利用に関して10年以上の実務経験を有する者

(受講申込)

第5条 山形県ヘリテージマネージャーの認定を受けようとする者は、別に定めるところにより、講習の受講申込を行うものとする。

(資格登録認定等の要件)

第6条 山形県ヘリテージマネージャーとして資格登録認定を得るためには、山形県建築士会が実施する講習の全講義を履修し、山形県建築士会が歴史的建造物の

保全と活用に関する知識と技術等を有していると認められた者でなければならない。

(資格の認定と認定証の交付)

第7条 山形県ヘリテージマネージャーの資格登録の認定を希望する者(以下「登録申請者」という。)は、山形県ヘリテージマネージャー認定申請書(別記様式第1号)を山形県建築士会に提出するものとする。

- 2 山形県建築士会は、受講者の認定申請書、受講状況及び受講者が提出した演習報告書等から山形県ヘリテージマネージャーとしての認定の可否を判定する。
- 3 山形県建築士会は、山形県ヘリテージマネージャーとしてふさわしいと判定された者に対して山形県ヘリテージマネージャー認定証(別記様式第2号)を交付する。

(資格登録の申請)

第8条 山形県ヘリテージマネージャーの資格登録を希望する者(以下「登録申請者」という。)は、山形県ヘリテージマネージャー登録申請書(別記様式第3号)に次に掲げる書類を添付し、山形県建築士会に提出するものとする。

- (1) 山形県ヘリテージマネージャー認定証の写し 1部
- (2) 写真(縦 40mm×横 30mm、上半身、無帽、無背景) 1枚
- (3) 第4条の受講資格に該当することを証明する書類 1部

(登録)

第9条 山形県建築士会は、前条の申請があった場合、登録申請者を山形県ヘリテージマネージャーとして登録するとともに、登録申請者に山形県ヘリテージマネージャー登録証(別記様式第4号)を交付する。

- 2 山形県建築士会は、山形県ヘリテージマネージャー登録台帳(別記様式第5号)を作成し、次の各号に関する事項を登録台帳に記載し、保管・管理するものとする。
 - (1) 登録番号
 - (2) 登録年月日
 - (3) 氏名
 - (4) 生年月日
 - (5) 自宅の住所
 - (6) 勤務先事業所の名称及び住所
 - (7) その他必要な事項
- 3 前項の登録事項のうち、第4号、第5号及び第7号を除き、山形県建築士会のホームページで公表するものとする。
- 4 登録の有効期間は5年間とし、更新手続きにより更新することができる。

(登録内容の変更届)

第10条 山形県ヘリテージマネージャーの登録台帳の登録者(以下「登録者」という。)が、登録内容に変更が生じた場合は、山形県ヘリテージマネージャー登録内容変更届(別記様式第6号)により山形県建築士会に届け出なければならない。

(登録の取り消し及び抹消)

第11条 登録者が登録の取り消しを希望する場合は、山形県ヘリテージマネージャー登録抹消届(別記様式第6号)により山形県建築士会にその旨を届け出るとともに、速やかに登録証を返納しなければならない。

2 山形県建築士会は、前項の届出があった場合、速やかに登録台帳から登録を抹消しなければならない。

3 山形県建築士会は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録者の意向にかかわらず、登録を抹消することができる。

- (1) 禁固以上の刑に処せられたとき
- (2) 建築士法等の建築関係法令に違反し、罰金刑以上の刑に処せられたとき
- (3) 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を行ったとき
- (4) 登録者が歴史的建造物の保全活用に関して不誠実な行為を行ったり、登録者の行為により山形県ヘリテージマネージャーの活動に支障が生じたとき
- (5) 登録者が死亡したとき
- (6) 登録者の有効期限が切れたとき

(不正行為の禁止と秘密保持)

第12条 山形県ヘリテージマネージャーの資格の認定に係る業務に関与する者は、業務の遂行する上で厳正を保持し不正行為がないようにするとともに、本規定に定める場合を除き、当該業務に関して知りえたことを他に漏らしてはならない。

附 則

この規程は、令和3年5月20日から施行する。